

## 刊行物等の転載利用について

神奈川県消費生活課

本ページ（「<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/cnt/f535323/p1118281.html>」及び「<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/cnt/f535323/p1118284.html>」）掲載の当課制作刊行物等の転載利用にあたっては、下記のとおりとします。

### 1 利用までの流れ

- (1) 事前に消費生活課消費者教育推進グループに連絡し、「刊行物等の転載利用申込書」（第1号様式）をファクシミリまたは電子メールで提出してください。  
※ 電子メールで提出する場合は、事前に電話でご連絡ください。
- (2) 当課にて「刊行物等の転載利用申込書」（第1号様式）を確認後、承諾が決定しましたら、「転載利用承諾書」をファクシミリまたは電子メールでお送りします。

### 2 利用における注意事項

- (1) 無料配布する刊行物等への利用に限ります。
- (2) 文章及びイラストを改変しないでください。
- (3) イラストのみの転載はお断りしています。
- (4) 出典として、刊行物名称及び当課名（神奈川県消費生活課発行）を明記してください。
- (5) 掲載した刊行物等を1部、当課まで送付してください。

問合せ先

消費者教育推進グループ

電 話：045-312-1121 内線 2640～2642

ファクシミリ：045-312-3506